

## 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて

厚生労働省では、BSEのリスク低下に鑑み、これまでの対策の内容や、国際的な状況を踏まえ、対策開始から10年が経過したのを機に、平成24年10月の食品安全委員会による評価結果に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の見直しを次のとおり行ったので紹介する（本件の関係通知等については、2月5日付で地方獣医師会あて紹介済み）。

なお、食品安全委員会では、30カ月齢よりも更に高齢の牛への引き上げについて、引き続き検討を行っている。

### 1 国内措置

(1) 30カ月齢以下であれば、扁桃・回腸遠位部以外は、食用として使用できる（平成25年4月1日から実施。新たに扁桃以外の頭部、脊柱、脊髄が利用可能になる。これらの部位を食用として使用する場合には、と畜場等において、30カ月齢以下と、30カ月齢超の牛の分別管理や汚染防止を実施）。

(2) BSE検査対象の月齢を、現行の21カ月齢以上から、30カ月齢超へ引き上げる（平成25年4月1日から実施）。

(3) 脊柱のうち、リスクのない部位（骨の突起部分）で、食肉とともに販売されても問題ない範囲を拡大する（平成25年2月1日から実施）。

### 2 輸入措置

(1) 従来から輸入が可能だった米国及びカナダに加え、フランス及びオランダからの輸入を再開する（平成25年2月1日から実施）。

(2) 輸入できる対象（月齢制限）を、現行の20カ月齢以下から、30カ月齢以下に引き上げる（平成25年2月1日から実施。なお、30カ月齢以下でも、扁桃・回腸遠位部、またはこれらの部位を含むものは輸入できない。）

### 3 安全性の評価

食品安全委員会は、次の主な理由により今回の見直しを行った場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価している。

(1) 日本や海外で、牛の脳や脊髄などの組織を家畜のえさに混ぜないといった規制（飼料規制）が行われた結果、世界中でBSEの発生は激減し、大きな効果がみられた。評価対象の5カ国（日・米・加・仏・蘭）では、2004年9月以降に生まれた牛にBSE感染牛は確認されていない。

(2) 非定型BSEは、ほとんどは8歳を超える牛（6.3～18歳）で確認されている。日本で1例発見された、23カ月齢の牛の非定型BSEには、感染性は認められな

かった。

(3) 英国で、1989年に脳、脊髄等の食品への使用を禁止した後、1990年以降の出生者にvCJD患者は確認されていない。

### 4 関係通知（厚生労働省ホームページ参照）

・平成25年2月1日付通知一覧

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/h24\\_2012.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/h24_2012.html)

・同日付け と畜場施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の価格基準の一部を改正する件について

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_1.pdf)

・同日付け 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインについて

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_2.pdf)

・同日付け 牛海綿状脳症（BSE）対策に関する見直しについて

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_3.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_3.pdf)

・同日付け 米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_4.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_4.pdf)

・同日付け カナダから輸入される牛肉等の取扱いについて

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_5.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_5.pdf)

- ・同日付け フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_6.pdf)

- ・同日付け オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_7.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_7.pdf)

- ・同日付け 牛の脊柱を含む食品等に係る基準に関するQ&Aについて

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201\\_8.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/dl/130201_8.pdf)

---